

被後見人の選挙を支援して

家庭裁判所に初回報告を出したばかりで、やっと親交が図れるようになったKさんの投票支援について報告します。

Kさんは、長年、入院の生活で、現在の病院は入院して3年が経過しています。病気のため食べ物などにも制約があり、

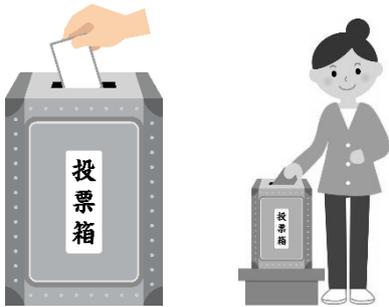
後見人が面会時に持つていくものは要望を聞いて、看護師さんに許可をもらって差し入れるということになっていきます。Kさんの最初の要望は、食べ物ではなくて、ラジカセプレーヤーでした。「入院が長くなつたので、自分のラジカセが欲しい。」

と言われ、看護師さんに許可をもらい届けました。次には昔のアイドルのCDをという要望があり、それを届けたばかりでした。

面会室で、「選挙の投票所入場整理券を預かっていますが、選挙は行きますか？」と聴くと、「選挙？」行かない。」と即答されるので、「なんの選挙か解りますか？」とさらに聴くと、少し間があつて、「…中央の…」と聞き返されたの

で、「全国一斉の衆議院議員選挙ですよ。」というところ「選挙行く。」と答えが変わり、「北朝鮮がミサイル発射とかして危ない」と言う話になりました。面会室を出て、一緒に看護師長に選挙の投票をしたいと言いにいくと、投票ができるように連絡を取ってくれました。投票所入場整理券がなくても病院で不在投票ができました。

指定病院（不在者投票ができる病院）でしたので、入院患者全員に投票の説明は行われていました。面会を通して、Kさんの投票意思を実現することが出来ました。



杉谷 邦子
小沢 洋一

成年後見制度 利用促進法を紐解く

利用促進法が求める新たな権利擁護の担い手・市民後見人

成年後見制度は、'00年4月に介護保険制度と車の両輪としてスタートしていますが、「介護の社会化」が進む一方で、その利用は、担い手不足や申立人の不在等、課題が多く利用が進んでいないのが実情です。そこで、'16年4月に成年後見制度利用促進法が施行されるに至りますが、その基本理念として、①成年後見制度の理念の尊重②地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進③成年後見制度の利用に関する体制の整備が挙げられています。

②に掲げられた地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進を図るでは、地域における成年後見制度の利用にかかる需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保することにより、地域にお

ける需要に的確に対応することを旨として行われるものとする」とあり、市民後見人の力なくして利用促進は図れないとし、大いに地域住民の力が期待されています。

そして、利用促進法第二十三条には「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市区町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。」とあります。つまり、利用促進法に基づき、介護保険制度同様、より地域に密着した地域の行政が中心となって国が策定した利用促進基本計画を勘案し、市区町村ごとに基本計画を策定し、その担い手である市民後見人を育成、実施機関を設置し「後見の社会化」に取り組むべきものとしています。今後、私たちも自分たちの居住する市区町村が、どのようななかたちで市民の力を活用し成年後見制度の体制創りに取り組んでいくのか、参画していきたいところです。

大熊敏子

法律事例検討会（会員限定サービス）

日時：毎月第4金曜日午後

場所：ソーシャルネット南のかぜ

後見活動に関する法律的な相談会を実施しています。弁護士に確認することで法的な根拠にもとづく成年後見活動を実施していくことが可能です。



権利擁護講座に参加して

貴法人の研修「任意後見制度と成年後見制度を学びましょう」に参加させていただきました。

【感想】

① 申し立て件数推移として、保佐開始が年々増えてきており、本人との関係別件数として、社会福祉協議会・市民後見人が増えてきていることが、グラフから読み取れた。稲城市の成年後見の報酬助成について質問したところ、稲城市は成年後見制度利用支援事業として、障がい者への報酬助成はあるが、高齢者にはないとの回答があった。これについては、稲城市の制度の遅れに疑問視する意見が上がり、関係機関が市役所へ働きかける必要性を感じた。

② 南のかげが実際にされている支援などを聞き、

③ 地域福祉権利擁護事業との違いがわかった。地域福祉権利擁護事業の役割を再確認でき、成年後見制度利用に向けた相談・支援の参考になった。

貴重な機会をいただきました。ありがとうございます。あんしんいなぎ 安齋真弓

動機づけ面接
〜 共感を伝えること
の大切さを知ろう〜

先日職場で動機づけ面接について学ぶ機会を得ました。とても考えさせられる内容だったので感想をお伝えします。動機づけ面接とは、否認の病ともいわれるアルコール依存症の方たちの支援から生まれてきた面接法です。前提として、相談に来ている方は、生活を変えたい気持ちと、変わるのが怖い・変えたくない気持ちの両方があり、両方の気持ちの中でゆれ動いているとの事です。それはまあ普通にそうだと思います。そこで、たとえば、「病気をしたくない人にはわからないでしょ」と言われた時に、

私達は、「たくさんの利用者さんを見てきたから知っていますよ。」などと言いがちですが、これは、「そんな事は言っちゃだめ。おだまり！」と言っているのと同じとの話がありました。動機づけ面接では、「病気の病気で、どれほど辛いかわからないでしょ」に対して、「この病気で、どれほど辛いかわからないでしょ」と返すそうです。それは、相手に対して、もっと話してという事なのです。

この話は、自分自身を顧みて非常に反省させられました。たとえば、「寂しい。死にたい。」と言っている目の前の方に、「〇〇さんはお友達もいるし、ご家族もいるし・死にたいなんておっしゃらないで」なんて、良く言っているかも。それは結局、愚痴るなっ言っている事と同じなのです。そうではなくて、寂しさを認めて共感する・・・事がその人が求めている事なのでしょう。

他にも、もっとも奥深い面接法だったので、これからも学んでいきたいと思いました。

田村篤子

【一口メモ・冷や飯の力】

温かいご飯が冷えて「冷や飯」になるとでんぷんの状態が変化し、消化しやすいでんぷんから「難消化性でんぷん」という消化しにくいものになり、そのでんぷんの腸内での働きによって脂肪がよく燃えてくれるのです。また、「レジスタントスターチ」というありがたい成分が出現し、消化吸収されにくく、カロリーになりにくいという「快調でんぷん」、「善玉の糖質」に変化。食物繊維のような性質を持ち、小腸で消化吸収されずに大腸に達し、大腸を綺麗に掃除してくれます。

冷や飯で食べることで、食べても太らないのです。



お電話下さい TEL・FAX 042-379-8485

弁護士による専門相談（有料・予約制）

～遺言・相続・成年後見制度・任意後見制度利用等～

日時：毎月第2木曜日①13：30～②14：30～

相談料：30分 5000円

場所：ソーシャルネット南のかげ事務局

一般相談・随時受付

～福祉・介護保険・障害者総合支援法・成年後見制度・権利擁護に関すること～

初回2時間無料（来所相談・訪問相談（要予約）・電話相談含）※2時間以降は有料



5つの生活場面（個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境）

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために“Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities”」という発達障害 (developmental disabilities) 者のための活動報告書の第1部に自己決定：権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任“Summary Chart Of 26 Human Rights”」について、この「南のかぜだより」に連載しています。

(1. 「Respect」は前号に記載)。

5. 「GUARDIAN」後見人について

個人の権利の第5は、後見人に関する権利です。

To have a limited or general guardian, if you need one

「あなたが必要とする場合、包括的または特定の事柄をサポートしてくれる後見人を選ぶ権利がある」とあります。

そして、その権利に伴う責任として、3つの例が書かれています。

To talk with your guardian, agent, or advocate what you are thinking about, what you want, or what you need

「あなたが考えていること、したいこと、必要としていることについて後見人、エージェントまたは擁護者と話すこと」

To ask the judge to reverse your guardianship

「後見人の選任を取り消すよう、裁判官に求めること」

To appoint someone who you trust to be your Power of Attorney

「あなたが信頼する人を代理人に選ぶこと」

この権利を最大限に活かすためには、被後見人は後見人に自分の思いを伝え、お互いに信頼できる関係づくりに努めなければならない、また、後見人を信頼できなければ選任を取り消すこともできると私は理解しました。

11月、精神疾患の家族会主催の講演会に参加しました。日本は障がい者を抱える家族の責任という考え方が根強いため、社会で支えるしくみづくりが遅れているとのことでした。また、オープンダイアログによる治療(対話による治療)が有効であるとのこと、人間として対等の関係の中で回復し、成長してゆくという言葉が心に残りました。

廣田 雅恵

会員募集中です。あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員 <入会金> 個人 10,000円 団体 1口 10,000円
<会費> 個人 12,000円 団体 1口 20,000円
賛助会員 <入会金> なし
<会費> 個人 3,000円 団体 1口 10,000円

《連絡先》 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ事務局
〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18
Tel & Fax 042-379-8485
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL: <http://minaminokaze-social.net/>
営業時間：10：00～16：00（土日祝日は除く）

